

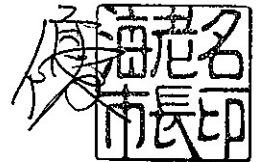


海老名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年 **12**月 **23**日

海老名市長

内 野



海老名市条例第 **37**号

海老名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

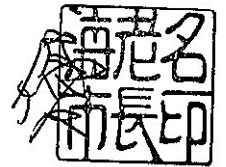


海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年**12**月**23**日

海老名市長

内 野



海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表の5の項中「（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）」を削り、同表の6の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

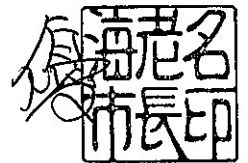


海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

海老名市長

阿 野



海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和２年規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「における用語の意義」を「において使用する用語」に改める。

第２１条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第２２条とし、第２０条の次に次の１条を加える。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員）

第２１条 条例第２９条の職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員は、審理員とし、パートタイム会計年度任用職員として任用するものとする。

２ 前項の審理員の給与は、報酬とし、その額は、１日につき３０，０００円とする。

３ 条例第２条第２項及び第３項並びに第２５条第１項及び第２項の規定は、第１項の審理員について準用する。この場合において、条例第２５条第１項中「規則で定める期日」とあるのは「翌月２０日」と読み替えるものとする。

別表第１の１の表託児員の項を削り、同表保育士の項を次のように改める。

保育士	担任	１	５５
	一般	１	３７
	保育園以外	１	３２

別表第１の１の表審理員の項を削り、同表言語聴覚士の項中「２」を「４」に、「６５」を「４７」に改め、同表保健師・助産師の項中「２」を「３」に、「８０」を「３９」に改め、同表社会教育指導員の項中「２３」を「３７」に改める。

別表第１の２の表調理員の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和7年12月23日

海老名市長

内 務 課



海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成２８年規則第２７号）の一部を次のように改正する。

別表条例別表の５の項に掲げる事務の部海老名市障害者医療費助成条例第５条に規定する申請の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務の款条例別表の５の項特定個人情報の欄第５号に掲げる情報の項中「（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）」を削り、同表条例別表の６の項に掲げる事務の部を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

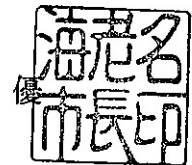


海老名市告示第283号

令和7年第4回海老名市議会定例会において可決された下記予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年12月23日

海老名市長 内 野



記

議案第95号 令和7年度海老名市一般会計補正予算（第6号）

議案第97号 令和7年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第99号 令和7年度海老名市一般会計補正予算（第7号）

令和 7 年 1 2 月 1 8 日

海老名市長

内 野 優 殿



海老名市議会議長

永 井 浩 介



予算の議決について（送付）

令和 7 年 1 2 月 1 8 日第 4 回海老名市議会定例会において、議決した下記の予算を、地方自治法第 2 1 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり送付します。

記

議案第 9 5 号 令和 7 年度海老名市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 9 7 号 令和 7 年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 9 9 号 令和 7 年度海老名市一般会計補正予算（第 7 号）

以上

議案第 9 5 号

令和 7 年度海老名市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度海老名市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 8 6, 8 6 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 2, 6 5 5, 2 7 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

令和 7 年 1 2 月 1 8 日 原案のとおり可決

海老名市議会議長 永 井 浩 介



第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 市税		27,960,467	△300,000	27,660,467
	1 市民税	12,985,883	△300,000	12,685,883
12 分担金及び負担金		1,976,476	△3,515	1,972,961
	1 負担金	1,976,476	△3,515	1,972,961
14 国庫支出金		11,971,339	253,104	12,224,443
	1 国庫負担金	9,049,941	332,312	9,382,253
	2 国庫補助金	2,891,123	△79,208	2,811,915
15 県支出金		4,569,097	163,935	4,733,032
	1 県負担金	2,899,315	118,298	3,017,613
	2 県補助金	1,263,470	45,637	1,309,107
16 財産収入		253,971	120,885	374,856
	2 財産売払収入	158,976	120,885	279,861
17 寄附金		703,500	765	704,265
	1 寄附金	703,500	765	704,265
18 繰入金		2,231,280	183,564	2,414,844
	1 特別会計繰入金	1,030	183,564	184,594
19 繰越金		800,000	721,131	1,521,131
	1 繰越金	800,000	721,131	1,521,131
21 市債		4,229,100	47,000	4,276,100
	1 市債	4,229,100	47,000	4,276,100
歳 入 合 計		61,468,402	1,186,869	62,655,271

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		7,504,343	49,618	7,553,961
	1 総務管理費	5,724,201	39,729	5,763,930
	2 徴税費	1,307,682	9,889	1,317,571
3 民生費		26,926,570	668,035	27,594,605
	1 社会福祉費	12,419,031	516,928	12,935,959
	2 児童福祉費	12,062,538	125,214	12,187,752
	3 生活保護費	2,437,501	25,893	2,463,394
4 衛生費		4,265,511	35,280	4,300,791
	1 保健衛生費	1,849,996	35,280	1,885,276
6 農林水産業費		527,577	19,674	547,251
	1 農業費	527,577	19,674	547,251
7 商工費		339,401	5,000	344,401
	1 商工費	339,401	5,000	344,401
8 土木費		5,473,340	△37,470	5,435,870
	2 道路橋りょう費	1,534,612	△37,470	1,497,142
	4 都市計画費	3,434,569	0	3,434,569
9 消防費		4,755,596	7,742	4,763,338
	1 消防費	4,755,596	7,742	4,763,338
10 教育費		6,421,319	91,851	6,513,170
	1 教育総務費	2,950,905	27,588	2,978,493
	4 社会教育費	1,453,573	64,263	1,517,836
	5 保健体育費	804,747	0	804,747
13 諸支出金		1,871,277	347,139	2,218,416
	2 基金費	1,867,777	347,139	2,214,916
歳 出	合 計	61,468,402	1,186,869	62,655,271

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)			
款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道297号線拡幅改良舗装事業に係る補償	4,950

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ローコード・ノーコードツールクラウド利用等	令和7年度 ～ 令和8年度	14,603
がん検診案内クーポン券等印刷業務委託	令和7年度 ～ 令和8年度	1,798
海老名市医療センター指定管理料	令和7年度 ～ 令和12年度	103,500
借上型市営住宅賃借料（上郷地区・令和9年更新分）	令和7年度 ～ 令和19年度	232,320
借上型市営住宅賃借料（勝瀬地区・令和12年更新分）	令和7年度 ～ 令和21年度	137,520
海老名市立小・中学校行事に係るバス借り上げ	令和7年度 ～ 令和8年度	2,808
海老名市立東柏ヶ谷小学校給食調理等業務委託	令和8年度	298
海老名市立小・中学校給食調理等業務委託（食の創造館・食の創造館別館）	令和8年度	5,666
海老名市立小学校行事に係るバス借り上げ	令和7年度 ～ 令和8年度	28,901
海老名市立中学校行事に係るバス借り上げ	令和7年度 ～ 令和8年度	1,452

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう 整備事業	764,600	証書借入 又は証券発 行。 なお、起 債の全部又 は一部を翌 年度に繰り 越して借り 入れること ができる。	年5.0% 以内(ただ し、利率見 直し方式で 借り入れる 政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	借入れの日 から据置期間 を含め、30年 以内に償還す る。 ただし、市 財政の都合に より繰上償還、 償還年限の短 縮又は本議決 の範囲内で借 換えすること ができる。	779,500	証書借入 又は証券発 行。 なお、起 債の全部又 は一部を翌 年度に繰り 越して借り 入れること ができる。	年5.0% 以内(ただ し、利率見 直し方式で 借り入れる 政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	借入れの日 から据置期間 を含め、30年 以内に償還す る。 ただし、市 財政の都合に より繰上償還、 償還年限の短 縮又は本議決 の範囲内で借 換えすること ができる。
中新田丸田地 区土地区画整 理事業	789,800	同上	同上	同上	886,100	同上	同上	同上
(仮称)大谷 ・杉久保地区 公園整備事業	431,300	同上	同上	同上	497,000	同上	同上	同上
(仮称)河原 口高水敷スポ ーツ・コミュ ニティ広場整 備事業	232,400	同上	同上	同上	102,500	同上	同上	同上
計	4,229,100				4,276,100			

議案第 97 号

令和 7 年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度海老名市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 255,975 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,867,515 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

令和 7 年 12 月 18 日 原案のとおり可決

海老名市議会議長

永 井 浩 介



第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 国庫支出金		1,905,571	1,305	1,906,876
	1 国庫負担金	1,718,349	444	1,718,793
	2 国庫補助金	187,222	861	188,083
3 支払基金交付金		2,682,751	600	2,683,351
	1 支払基金交付金	2,682,751	600	2,683,351
4 県支出金		1,483,507	278	1,483,785
	1 県負担金	1,393,513	278	1,393,791
5 財産収入		1,822	6,709	8,531
	1 財産運用収入	1,822	6,709	8,531
6 繰入金		2,196,927	1,763	2,198,690
	1 他会計繰入金	1,679,806	1,140	1,680,946
	2 基金繰入金	517,121	623	517,744
7 繰越金		24,952	245,320	270,272
	1 繰越金	24,952	245,320	270,272
歳 入	合 計	10,611,540	255,975	10,867,515

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		298,449	1,723	300,172
	1 総務管理費	169,055	1,723	170,778
2 保険給付費		9,596,335	2,220	9,598,555
	1 介護サービス諸費	9,253,507	2,220	9,255,727
5 基金積立金		1,822	152,327	154,149
	1 基金積立金	1,822	152,327	154,149
6 諸支出金		16,952	99,705	116,657
	1 償還金及び還付加算金	16,952	11,017	27,969
	2 繰出金	0	88,688	88,688
歳 出 合 計		10,611,540	255,975	10,867,515

議案第 99 号

令和 7 年度海老名市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度海老名市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,276 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,667,547 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 12 月 18 日提出

海老名市長 内 野 優

同日 原案のとおり可決

海老名市議会議長 永 井 浩 介



第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		千円 2,414,844	千円 776	千円 2,415,620
	2 基金繰入金	2,230,250	776	2,231,026
21 市債		4,276,100	11,500	4,287,600
	1 市債	4,276,100	11,500	4,287,600
歳 入 合 計		62,655,271	12,276	62,667,547

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		千円 6,513,170	千円 12,276	千円 6,525,446
	3 中学校費	451,768	12,276	464,044
歳 出 合 計		62,655,271	12,276	62,667,547

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)		
事 項	期 間	限 度 額
統合型校務支援システム導入	令和7年度 ～ 令和13年度	236,920

第3表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中学校施設整備事業	25,500	証書借入 又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。	37,000	証書借入 又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。
計	4,276,100				4,287,600			